

次世代育成支援対策推進法に基づく 公益社団法人鹿児島県労働基準協会 行動計画

令和3年3月25日策定

本会が、仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・ 計画期間中に2人以上取得すること
女性職員・・・ 取得率を90%以上にする

《対策》 令和 3年12月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
令和 4年 2月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2 小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

《対策》 令和 3年 8月～ 職員のニーズの把握、検討開始
令和 4年 4月～ 制度導入
令和 4年 4月～ 社内広報紙や説明会による職員への短時間勤務制度の周知

目標3 令和4年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

《対策》 令和 3年 8月～ 職員へのアンケート調査
令和 3年10月～ 各部署ごとに問題点の検討
令和 4年 1月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修(年1回)及び社内報による職員への周知(年2回)

目標4 期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得率を平均年間70%以上とする。

《対策》 令和 3年 6月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
令和 3年12月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う
令和 3年12月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
令和 3年 1月～ 職場内広報紙などでキャンペーンを行う